河内長野ガス株式会社

ガス料金の原料費調整制度に係る内容の一部変更のお知らせ

平素は弊社の都市ガスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび弊社では、令和4年11月検針分より、「基本約款」および「各種個別約款」にご契約されているお客さまにおかれまして、ご契約内容を一部変更させていただきますことをお知らせいたします。

お客さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

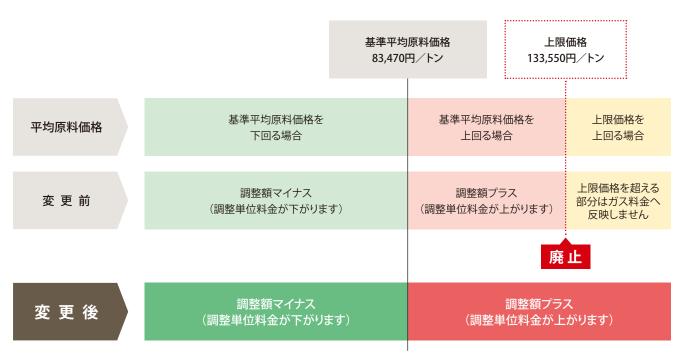
なお、今回の変更において、ガス料金の「基本料金」および「基準単位料金」の変更はございません。

-〈変更の内容〉-

- ●原料価格の変動をガス料金に適切に反映させるため、「単位料金の調整」における「平均原料価格」の 上限に関する規定を削除させていただきます。
 - ■基本約款:19.単位料金の調整(2)② ただし書き ▶ 削除
 - ■各種個別約款 : 8. 単位料金の調整 (2)② ただし書き ▶ 削除

※なお、一般料金契約、スマート割料金契約、だんらん料金契約、エコジョーズ料金契約、あったか料金契約、エコとく料金契約、家庭用空調契約の各種個別約款の「単位料金の調整」は基本約款の規定に準じております。

現行は、平均原料価格の変動が、基準平均原料価格+60%の範囲内で調整を行っておりましたが、変更後は 平均原料価格の変動額すべてを調整いたします。



<変更の対象となる契約種別>・

- ■基本約款
- ■一般料金契約
- ■スマート割料金契約
- ■だんらん料金契約
- ■エコジョーズ料金契約

- ■あったか料金契約
- ■エコとく料金契約
- ■家庭用空調契約
- ■小型空調契約
- ■空調夏期契約

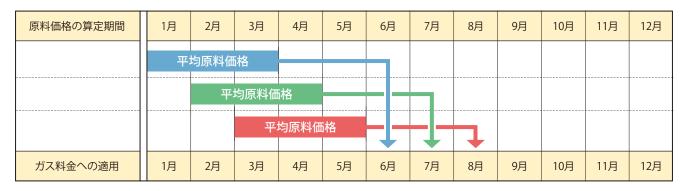
- ■業務用季節別契約
- ■時間帯別B契約
- ■コージェネレーション契約
- ■天然ガス自動車充填契約

<ご参考>

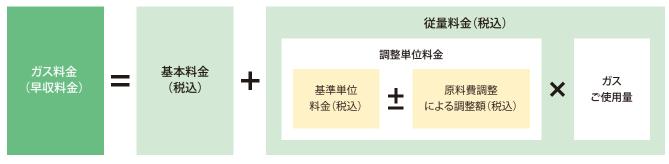
●原料費調整制度とは

都市ガスの原料となるLNG(液化天然ガス)やLPG(液化石油ガス)は、原油価格や為替レートの影響などにより 毎月価格が変動します。原料費調整制度は、こうした原料価格の変動を毎月のガス料金に適切に反映させる制度です。 ガス料金の算定においては、貿易統計に基づく「3か月間(算定期間)の原料価格の平均値(平均原料価格)」と 「基準平均原料価格」を比較し、その変動分を「調整額」として算定期間の最終月から3か月後の検針分に反映して います。

●原料価格の算定期間とガス料金への反映時期



●ガス料金への反映(算定方法)※



※毎月の単位料金は、あらかじめ定めた基準単位料金に、原料費調整による調整額を加算または減算し算定します。

<お問い合わせ先>

変更後の基本約款につきましては、弊社ホームページにてご確認いただけます。 http://www.naganogas.co.jp/



ご不明な点がございましたら、下記窓口までご連絡をお願いいたします。 なお、変更内容をご承諾いただける場合には、特段のお手続きは不要です。

